

議案第61号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

### 2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

再任用職員以外の職員 支給月数を0.05月引下げ

(現行2.60月⇒改定2.55月)

### 3 附則

・公布の日から施行する。

・特例措置

期末手当について、令和2年12月の期末手当の支給月数については再任用職員以外の職員は1.25月とし、通年で0.05月分の引き下げとなるよう調整する。

(参考)

		6月期	12月期
令和2年度 期末手当	職員	1.300月(支給済み)	1.250月(現行1.300月)
	再任用職員	0.725月(支給済み)	0.725月(改定なし)
令和3年度 期末手当	職員	1.275月	1.275月
	再任用職員	0.725月	0.725月

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例（昭和48年日野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="727 1144 826 2051"> <tr> <td data-bbox="727 1144 778 2051">在職期間</td> <td data-bbox="727 1093 778 1144">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1144 826 2051">略</td> <td data-bbox="778 1093 826 1144">略</td> </tr> </table> <p>3～6 略</p>	在職期間	割合	略	略	<p>(期末手当) 第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="727 215 826 1122"> <tr> <td data-bbox="727 215 778 1122">在職期間</td> <td data-bbox="727 1093 778 1122">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 215 826 1122">略</td> <td data-bbox="778 1093 826 1122">略</td> </tr> </table> <p>3～6 略</p>	在職期間	割合	略	略
在職期間	割合								
略	略								
在職期間	割合								
略	略								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (期末手当に関する特例措置)

2 令和2年12月に支給する期末手当については、改正後の条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。